

司法制度改革推進計画に基づく主な措置事項

国民の期待に応える司法制度の構築

1 民事司法制度の改革

【民事裁判の充実・迅速化】

第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標として裁判の迅速化を図ることを内容とする「裁判の迅速化に関する法律案」を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

計画審理の推進、証拠収集手段の拡充、専門委員制度の創設等に関し、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【専門的知見を要する事件への対応強化】

計画審理の推進、証拠収集手段の拡充、専門委員制度の創設等に関し、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【知的財産関係事件への総合的な対応強化】

知的財産に関する事件の更なる充実・迅速化のために、知的財産権に関する事件を専門的に扱う裁判所を創設する「知的財産高等裁判所設置法案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

裁判所の専門的処理体制の強化、営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化並びに紛争の実効的解決を図る「裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

【労働関係事件への総合的な対応強化】

個別労働関係民事紛争について、裁判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者が、事件を審理し、調停による解決の見込みがあるときはこれを試み、その解決に至らない場合には、権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な解決案を定める手続（労働審判手続）を設けること等を内容とする「労働審判法案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

労働委員会の提出命令を受けたにもかかわらず提出しなかった証拠の取消訴訟における提出制限措置を含む「労働組合法の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出。

【家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実】

人事訴訟の家庭裁判所への移管等に関し、「人事訴訟法案」を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

簡易裁判所の管轄の拡大、少額訴訟の訴額の上限の引上げに関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」（裁判所法及び民事訴訟法の改正）、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【民事執行制度の強化】

民事執行制度の強化に関し、「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【裁判所へのアクセスの拡充】

訴え提起の手数料額の見直し、民事訴訟等の費用の額の算出方法の簡素化等に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」（民事訴訟費用等に関する法律の改正）を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

訴訟代理人を選任している当事者双方の共同の申立てを要件として、弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用を訴訟費用として敗訴者に負担させることができること等を内容とする「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出。

日本司法支援センターが関係機関・団体等と連携協力して、あまねく全国において、法による紛争解決に関する総合的な情報提供を可能にするため、同センターが情報を収集、整理して、関係機関・団体等に提供するほか、自らも総合的な情報提供を行うこと等を内容とする「総合法律支援法案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

同センターが民事法律扶助事業を担うこととし、開業弁護士等の他に、同センターに常時勤務する弁護士等にも法律扶助事件を取り扱わせることができることとして、一層効果的かつ効率的な民事法律扶助事業の運営を可能とすること等を内容とする「総合法律支援法案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

民事法律扶助の拡充に関し、平成16年度において約40億円の予算措置を講じた。

【裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化】

ADRに関する関係機関等の連携強化に関し、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」を設置するとともに、同会議において、「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」を取りまとめ。

ADR検討会において、総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案」を平成16年臨時国会に提出。

ADRに関する制度基盤の整備に関し、仲裁合意を書面等による要式行為とすること、当事者間に合意がない場合の仲裁人の数を3人とすること、仲裁判断の取消しの事由を整備することなどを内容とする「仲裁法案」を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【司法の行政に対するチェック機能の強化】

行政事件訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図り、審理の充実及び促進を図るとともに、これをより利用しやすく、分かりやすくするための仕組みを整備し、さらに本案判決前における仮の救済の制度の整備を図る等の改正及びこれに伴う所要の規定の整備を行うことを内容とする「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

2 刑事司法制度の改革

【刑事裁判の充実・迅速化等】

資料 1

第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標として裁判の迅速化を図ることを内容とする「裁判の迅速化に関する法律案」を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

刑事裁判の充実・迅速化を図るための方策として、充実した争点及び証拠の整理のための公判前整理手続の創設及び証拠開示の拡充を行うこと等を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

【被疑者・被告人の公的弁護制度の整備】

一定の事件では、勾留段階から国選弁護制度を導入すること等を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

【公訴提起の在り方】

検察審査会の起訴議決に基づき公訴が提起される制度の導入等を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」(検察審査会法の改正)を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

3 国際化への対応

【法整備支援の推進】

法整備支援の推進に関し、関係省庁において、アジア地域等の開発途上国等への法制度整備支援を引き続き推進。

【弁護士の国際化】

弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」(外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法の改正)を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

司法制度改革推進本部事務局の国際化検討会において、弁護士の国際化への対応強化について検討を行い、「「弁護士(法曹)の国際化への対応強化・法整備支援の推進等」について(議論の整理メモ)」を作成・公表。

司法制度改革推進本部事務局の国際化検討会において、ワーキング・グループを設けて、法令の外国語訳の基盤整備について検討し、翻訳ルールの方策、アクセス体制の整備、今後の検討及び翻訳の進め方に関する基本的枠組みについて取りまとめ。

司法制度を支える体制の充実強化

1 法曹人口の拡大

【法曹人口の大幅な増加】

司法制度改革審議会意見において、「平成14年の司法試験合格者を1,200人程度とするなど、現行司法試験の合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。」とされたことを踏まえ、司法試験管理委員会(当時)は、平成13年11月9日、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定したところであり、平成14

資料 1

年度は1,183人、平成15年度は1,170人をそれぞれ合格者としてを決定し、平成16年1月1日に設置された司法試験委員会は、平成16年度は1,483人を合格者としてを決定。

【裁判所、検察庁等の人的体制の充実】

裁判官については、平成14年度において判事30人、判事補15人の増員、平成15年度において判事30人、判事補15人の増員、平成16年度において判事42人、判事補10人の増員。

検事については、平成14年度及び平成15年度にそれぞれ39人、平成16年度に56人の増員。

裁判所職員、検察庁職員や、矯正・保護・訟務関係職員についても所要の増員等。

2 法曹養成制度の改革

【法科大学院】

法科大学院制度を設けることに関し、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案」、「学校教育法の一部を改正する法律案」を平成14年臨時国会に提出し、可決・成立。

中央教育審議会答申（平成15年1月23日）に基づき、法科大学院に係る設置基準を策定。

裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教員としての業務を行うための派遣に関し、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案」を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【司法試験・司法修習】

法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験及び新司法試験実施後の司法修習に関し、「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案」を平成14年臨時国会に提出し、可決・成立。

司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入する「裁判所法の一部を改正する法律案」を平成16年臨時国会に提出。

3 弁護士制度の改革

【弁護士の活動領域の拡大】

弁護士法上の公務就任制限の撤廃と弁護士の営利業務従事制限の緩和に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」（弁護士法の改正）を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【弁護士報酬の透明化・合理化】

弁護士の報酬規定を日弁連・弁護士会会則の必要的記載事項から削除することに関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」（弁護士法の改正）を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【弁護士会の在り方】

弁護士の綱紀・懲戒手続の整備に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」(弁護士法の改正)を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【隣接法律専門職種の活用等】

隣接法律専門職種の活用等に関し、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案」、「弁理士法の一部を改正する法律案」を平成14年通常国会に提出し、可決・成立。

A DRに関する共通的な制度基盤の整備の一環として、隣接法律専門職種等を含む専門家を調停人・あっせん人としてより一層活用できるようにする「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案」を平成16年臨時国会に提出。また、隣接法律専門職種に対するA DR代理権付与について、個別の業種ごとに検討し、本部の設置期限である11月末までには具体的な活用の方向性をとりまとめる予定。

弁護士法第72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、同条ただし書を改正して明確化する「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」(弁護士法の改正)を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。また、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するための措置として、「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について」を公表。

【企業法務等の位置付け】

司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者に対する弁護士資格の付与等に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」(弁護士法の改正)を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

法律学の教授・助教授に対する弁護士資格付与の特例制度を見直し、司法試験合格後に法律学の教授・助教授に在職した者について所定の研修の修了を要件として弁護士資格を付与すること等を内容とする「弁護士法の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

4 検察官制度の改革

【検察官に求められる資質・能力の向上等】

検察官の能力及び資質の一層の向上等を図るため、検事が一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置等を定める「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

公益的活動を行う民間団体や民間企業に、検事を一定期間派遣する制度の実施等。

【検察庁運営への国民参加】

検察審査会が検察事務の改善に関して建議又は勧告を行った場合、これを受けた検事正にその建議又は勧告に基づいてとった措置の有無及び内容を当該検察審査会に通知することを義務づけることに関し「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」(検察審査会法の改正)を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

検察庁においてホームページを開設し、その中で一般人からの意見を受け付けるコーナーを設けるとともに、寄せられた様々な意見を検察運営の参考とすることとしている。

5 裁判官制度の改革

【給源の多様化・多元化】

判事補の経験多様化の一環として、判事補が一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置等を定める「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

民事調停官及び家事調停官の制度の創設（いわゆる非常勤裁判官制度の導入）に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」（民事調停法及び家事審判法の改正）を平成15年通常国会に提出し、可決・成立。

【裁判官の任命手続の見直し】

最高裁において、最高裁に、その諮問を受け下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関として「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」を設置することを内容とする下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則（平成15年最高裁規則第6号）を制定。

【裁判官の人事制度の見直し】

最高裁において、裁判官の人事評価について、透明性・客観性を確保するための仕組みとして裁判官の人事評価に関する規則（平成16年最高裁規則第1号）を制定。

裁判官の報酬の進級制（昇級制）の在り方について、検討会において検討し、その結果に基づいて「議事整理メモ」を作成・公表。

【裁判所運営への国民参加】

最高裁において、裁判所の運営について国民の意見等を反映させることを可能とする機関として、「地方裁判所委員会」及び「家庭裁判所委員会」を設置することを内容とする地方裁判所委員会規則（平成15年最高裁規則第9号）及び家庭裁判所委員会規則（平成15年最高裁規則第10号）を制定。

【最高裁裁判官の選任等の在り方】

本部事務局が委嘱した法学者による研究チームにより、外国の制度の調査を実施した上、検討会において検討し、その結果に基づいて「議事整理メモ」を作成・公表。

運用面の措置として、選任の内定後官房長官会見において、可能な範囲で選考過程、選考理由を明らかにすることとなった。

最高裁裁判官の国民審査公報について、審査公報の記載事項を改め、字数制限を撤廃するなどの所要の政令改正。

司法制度の国民的基盤の確立

1 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

【刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入】

裁判員制度の導入のための「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」を平成16年通常国会に提出し、可決・成立。

2 国民的基盤の確立のための条件整備

【分かりやすい司法の実現】

平成14年臨時国会に「会社更生法の一部を改正する法律案」等を提出し、その成立をみるとともに、平成15年臨時国会に、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」、「人事訴訟法案」及び「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を提出し、可決・成立に至るなど、基本法制の整備を引き続き推進。

【司法教育の充実】

小・中・高等学校を通じ、法の意義、日本国憲法と基本的人権の尊重、裁判制度の概要等に関する指導が行われているほか、検察庁において、「移動教室プログラム」や「出前教室プログラム」、「刑事裁判傍聴」等を実施。また、法務省において有識者、教育関係者、法律実務家等を構成員とする法教育研究会を発足させて検討を行い、学校教育等における法教育を充実させるための方針等について報告を取りまとめ。

【司法に関する情報公開の推進】

検察庁における情報公開・提供の推進に関し、ホームページを開設して検察庁の業務や被害者支援のための制度等を親しみやすく、分かりやすく紹介するほか、各種広報活動(移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴)の対象者を拡大するとともに、検察広報官を増設するなどのより効率的で効果的な広報活動を実施。検察の役割や刑事手続の流れについて分かりやすく説明した広報用ビデオを作成し、これを各種団体からの求めに応じて貸与。